

# 平成20年度 【福岡】定期中央審査実施要項

1.期 日 平成20年9月6日(土)・7日(日)

2.会 場 『福岡武道館弓道場』…福岡市中央区大濠1-1-1 TEL 092-714-1900  
(道順) 福岡空港またはJR「博多駅」を利用の場合、市営地下鉄に乗車、「大濠公園駅」下車、徒歩13分。

『東平尾公園博多の森弓道場』…福岡市博多区東平尾公園1-1 TEL 092-612-0630  
JR「博多駅」利用の場合、西鉄バス38番もしくは39番に乗車、「東平尾公園」下車、徒歩10分。  
福岡空港利用の場合、タクシー利用が便利。

3.審査日程・種別

月 日	会 場	開 館	開 始	種 別
9月6日(土)	武道館弓道場	8:00	9:00	八 段
	博多の森弓道場			六 段
9月7日(日)	武道館弓道場	8:00	9:00	七 段
	博多の森弓道場			教 士

4.受審資格 下記の条件を満たす者。

種 別	受 審 資 格
六 段	本連盟の五段の認許年月日が、平成19年9月6日まで
七 段	平成19年度(福岡)定期中央審査における六段合格者まで
八 段	平成19年度(福岡)定期中央審査における七段合格者まで
教 士	本連盟の錬士の取得年月日が、平成19年9月7日まで

平成19年度(福岡)定期中央審査以降の八段第一次通過者には、第一次審査を免除する。

5.審査方法

六段の部:行射の審査及び学科試験の総合成績により可否を決定する。

- (1)行 射:第一次審査の要領で行う。
- (2)学 科:学科(筆記)試験を行う。

七段、八段の部:行射の審査及び論文の総合成績により可否を決定する。

- (1)行 射:第一次審査の通過者について、第二次審査を行い候補者を決定する。
- (2)論 文:候補者に対し、指定した問題について自作・自筆の論文を提出させる。  
(論文は400字詰原稿用紙5枚以上とし、審査後15日以内に提出するものとする)

教士の部:行射、指導力及び論文の総合成績により可否を決定する。

- (1)行 射:第一次審査の通過者について、第二次審査を行う。
- (2)指導力:行射の第一次審査の通過者について、指導に必要な識見、教養及び実力を査定する。
- (3)論 文:行射及び指導力の審査の結果に基づいて選定した候補者に対し、指定した問題について自作・自筆の論文を提出させる。  
(論文は400字詰原稿用紙5枚以上とし、審査後15日以内に提出するものとする)

6.受審の申込について

- (1)方 法 所定の用紙により審査料を添えて、所属地連へ申請すること。
- (2)締切日 平成20年7月8日(火) 締切厳守 県連締切 6月28日(土)
- (3)申込日 〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内  
(財)全日本弓道連盟「福岡定期中央審査係」宛  
TEL 03-3481-2387(代) FAX 03-3481-2398

7.注意事項

- (1)申込書の申請には、所属地連の締切日に十分留意すること。
- (2)申込書は、必要事項を楷書で判りやすく、明確に記入すること。会員IDを必ず記入すること(全弓連会員のみのID記入欄の無い旧様式の申込書利用の場合は、下部空欄に記入すること。
- (3)申込書に虚偽の記載があった場合は、審査の結果が無効となることもある。
- (4)受審者は、開始時刻までに会場へ集合すること。
- (5)受審者は、全員和服を着用し、必ず本連盟会員章をつけること。
- (6)審査に遅刻したり呼び出しに応じない際は、棄権したものとみなす。
- (7)八段第一次通過者は、申込書上部に朱線を引き、通過年月日を記入すること。
- (8)立射で受審する際は、審査申込書に立射で受審したい旨を朱書きして、その事由を証明する「身障者手帳の写し」または「医療機関の診断書(発行日から1年以内有効・コピー可)」を付し、地連会長の認証を受けて申し込むこと。

8.その他

- 審査申込書に記載される個人情報の利用目的について  
審査申込書の提出により、以下の関係資料について下記取り扱いの旨、承諾を得たものとする。  
ただし、下記(3)の本連盟機関誌・ホームページへの掲載に関しては、本人より不同意の申し出があった場合は、公開を停止する。
- (1)審査名簿ほか関係資料への記載(氏名、所属地連、年齢、既得の称号及び授与年月、既得の段位及び認許年月、その他特記事項)
  - (2)立順表への記載(氏名、所属地連)
  - (3)審査結果報告として、加盟団体長宛文書及び本連盟機関誌・ホームページへの掲載(氏名、所属地連、既得の称号または段位)

平成20年5月

主 催 財団法人全日本弓道連盟  
主 管 福岡県弓道連盟